平成29年第3回砂川市議会定例会

平成29年9月11日(月曜日)第1号

○議事日程

開会宣告

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員指名

議事日程報告

議長諸般報告

日程第 2 会期の決定

日程第 3 主要行政報告

日程第 4 教育行政報告

日程第 5 議案第 5号 砂川市の休日を定める条例等の一部を改正する条例の制定に

ついて

議案第 6号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

の制定について

議案第 1号 平成29年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 平成29年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第 3号 平成29年度砂川市介護保険特別会計補正予算

議案第 4号 平成29年度砂川市病院事業会計補正予算

[予算審査特別委員会]

散会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員指名

计 勲議員

武田 真議員

議事日程報告

議長諸般報告

日程第 2 会期の決定

自 9月11日

9月13日 3日間

日程第 3 主要行政報告

至

日程第 4 教育行政報告

日程第 5 議案第 5号 砂川市の休日を定める条例等の一部を改正する条例の制定に ついて

議案第 6号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について

議案第 1号 平成29年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 平成29年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第 3号 平成29年度砂川市介護保険特別会計補正予算

議案第 4号 平成29年度砂川市病院事業会計補正予算

[予算審査特別委員会]

○出席議員(13名)

議	長	飯	澤	明	彦	君	副詞	議長	水	島	美喜	字子	君
議	員	増	井	浩	_	君	議	員	多比	化良	和	伸	君
		増	Щ	裕	司	君			中	道	博	武	君
		佐々	木	政	幸	君			武	田		真	君
		武	田	圭	介	君			辻			勲	君
		北	谷	文	夫	君			沢	田	広	志	君
		小	黒		弘	君							

○欠席議員(0名)

- ○議会出席者報告○
- 1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂][]		市		長	善	岡	雅	文
砂川市	教育	委員	会	教育	長	髙	橋		豊
砂川	市	監	查	委	員	栗	井	久	司
砂川市選	選挙管	理委	員会	委員	長	其	田	晶	子
砂川市	農業	美委	員 :	会 会	長	関	尾	_	史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副			市			長	角	丸	誠	_
病	院	事	業	管	理	者	小	熊		豊
総兼	会	務 計	<u>.</u> 3		理	長 者	熊	崎	_	弘
総	務	剖	3	審	議	監	近	藤	恭	史

市 民 部 長 中 村 久 経 済 部 長 士 治 福 勇 建 設 部 長 湯 浅 克 己 建 設 部 技 監 荒 木 政 宏 病 院事務局 長 氏 家 実 病院事務局審議監 朝 H 紀 博 病院事務局審議監 山 \blacksquare 基 務 課 長 東 正 人 政 策調 整課 長 井 上 守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長 河 原 希 之

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長 堀田一

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

茂

選挙管理委員会事務局長 熊 崎 一 弘

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長 福士 勇治

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長 峯 興 田 和 長 事 務 局 次 Ш 端 幸 人 主 事 務 局 幹 山 崎 敏 彦 事 務 局 係 長 渡 部 秀 樹 ○議長 飯澤明彦君 おはようございます。開会前に、7月20日付で関尾一史氏が砂川 市農業委員会会長に就任され、今定例会から説明員として出席しておりますので、紹介し、 ご挨拶をいただきます。

〔農業委員会会長挨拶〕

○議長 飯澤明彦君 暑い方は、上着をお脱ぎください。

開会 午前10時01分

◎開会宣告

○議長 飯澤明彦君 ただいまから平成29年第3回砂川市議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長 飯澤明彦君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 飯澤明彦君 日程第1、会議録署名議員指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、辻勲議員及び武田真議員を指名します。

本日の議事日程並びに議長諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 飯澤明彦君 日程第2、会期の決定を議題とします。 お諮りします。

今定例会の会期は、本日から9月13日までの3日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、会期は3日間と決定しました。

◎日程第3 主要行政報告

○議長 飯澤明彦君 日程第3、主要行政報告を求めます。 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 前回の定例市議会以降における主要行政について報告を 申し上げます。

4ページ、総務部市長公室課の関係では、1点目の砂川市地域コミュニティ活動支援事業補助金について、町内会による地域活動や地域の身近な課題解決に向けた取り組みを支

援する「砂川市地域コミュニティ活動支援事業補助金」の申請を5月31日まで受け付けたところ、86町内会のうち83町内会より申請があったところであります。

次に、2点目の地域力UP講座について、7月6日・13日・20日の3日間、地域交流センターゆうにおいて、市民活動団体等の活動を担っていく人材の育成と確保を目的に、市民活動、地域活動、まちづくりに関心・興味のある方々を対象とした「地域力アップ講座」を全5回中3回開催したところであります。講座では講師からの講話のほかワークショップを実施し、受講者31人、延べ67人の参加があったところであります。

次に、5ページ、政策調整課の関係では、3点目の中空知定住自立圏構想推進会議について、6月28日、第10回副市町長会議が開催され、中空知定住自立圏構想推進会議の 実施経過と今後の予定について協議したところであります。

次に、6点目の砂川市総合戦略推進委員会について、6月29日、第1回推進委員会が 開催され、砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略基本目標及び重要業績評価指標(KPI)について検証を行ったところであります。

次に、6ページ、9点目の平成29年度普通交付税の決定について、本年度の普通交付税額は40億5, 184万8, 000円で、前年比1. 0%の減で決定となり、普通交付税からの一部振替分である臨時財政対策債を含めた額につきましても43億6, 293万5, 000円で、前年比0. 8%の減となったところであります。

次に、7ページ、庁舎建設推進課の関係では、1点目の砂川市庁舎建設検討審議会について、6月27日、庁舎建設基本計画の審議の参考とするため、審議会委員12名の参加のもと、平成27年に建設された岩内町役場を視察したところであります。また、7月4日、第7回審議会を開催し、審議会検討スケジュール、基本計画策定の趣旨、新庁舎建設の検討経緯、新庁舎建設の基本理念・基本方針、公民館南側敷地の利用及び新庁舎の導入機能である防災機能、耐震機能、水害対策機能について協議したところであります。また、7月28日、第8回審議会を開催し、新庁舎の導入機能である窓口・相談機能、情報発信・交流スペース、周辺環境との調和、周辺施設との連携及び土地利用計画について協議したところであります。また、8月28日、第9回審議会を開催し、新庁舎の導入機能である窓口・相談機能、情報発信・交流スペース、周辺環境との調和、周辺施設との連携、ユニバーサルデザイン機能、駐車場・駐輪場、執務機能及び施設計画である新庁舎の規模、土地利用計画、平面モデル、階構成について協議したところであります。

次に、9ページ、市民部市民生活課の関係では、8点目の砂川市地域公共交通会議について、8月9日、第2回会議を開催し、平成28年度決算及び会計検査について報告を行い、平成30年度砂川市生活交通確保維持改善計画(案)等について協議したところであります。

次に、9点目の交通安全運動について、(2)に主な啓発活動を記載してございますが、 8月4日にラブ・リバー砂川2017夏まつり会場において街頭啓発を実施したところで あります。また、8月8日より砂川郵便局を初めとする市内企業や団体と連携し、「飲酒 運転防止かもめーる」を全世帯に配達したところであります。

次に、12ページ、介護福祉課の関係では、2点目の砂川市高齢者保健医療福祉推進協議会について、8月31日、第2回協議会を開催し、第7期砂川市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画の方向性等について協議したところであります。

次に、15ページ、経済部商工労働観光課の関係では、5点目の観光宣伝活動について、7月28日、サッポロビール北海道本社の主催イベント「THEサッポロビヤガーデンふるさと応援PRステージ」が札幌市大通公園内会場において行われ、砂川ポークチャップ協議会のマスコットキャラクター「砂川・ポークチャップリン」とともに出演し、砂川市及び地元産品のPR活動を行ったところであります。

次に、6点目の砂川SAスマートインターチェンジ利用促進に伴う関連事業について、8月20日、株式会社リクルート北海道じゃらん発行の「北海道じゃらん」9月号に、砂川SAスマートインターチェンジの利用と砂川市をPRする特集記事を掲載し、情報発信を行ったところでございます。

次に、16ページ、農政課の関係では、3点目の農作物の生育状況について、各種作物 はおおむね順調に生育しておりますが、トマト、リンゴにつきましては一部病気の発生が 見られるところであります。

次に、21ページ、建設部建築住宅課の関係では、7点目のすながわハートフル住まいる推進事業について、各事業の5月から7月までの交付件数及び交付金額は、(1)永く住まいる住宅改修補助金は22件634万6,000円、(2)まちなか住まいる等住宅促進補助金は6件203万2,000円、(3)高齢者等安心住まいる住宅改修補助金は13件229万9,000円、(4)老朽住宅除却費補助金は4件69万8,000円をそれぞれ交付したところであります。また、子育て支援として子育て世帯に対し補助率の上乗せや補助金の加算を行っておりますが、(1)永く住まいる住宅改修補助金は2件13万1,000円を上乗せし、(2)まちなか住まいる等住宅促進補助金は3件50万円を加算して、それぞれ交付したところであります。また、移住定住促進として砂川市に移住された方に対し新規移住祝金を交付しておりますが、3件60万円相当の商品券を交付したところであります。

次に、23ページ、市立病院の関係では、2点目の病院祭について、8月26日、地域住民とのふれあいを深め、信頼され、期待される病院を目指すため、第7回病院祭を開催いたしました。病院祭では、講演会、演奏会などのイベントやマジックショー、院内探検ツアー、ボランティアラーメンのほか職員による各体験コーナーなどを実施し、約1,00人の来場があったところであります。

以上を申し上げまして、主要行政報告といたします。

◎日程第4 教育行政報告

○議長 飯澤明彦君 日程第4、教育行政報告を求めます。 教育長。

○教育長 髙橋 豊君 (登壇) 前回定例会以降におけます教育行政の主な内容につきましてご報告申し上げます。

初めに、学務課所管について申し上げます。1点目の「いじめの問題に係る調査」の結果について、5月から6月にかけて市内小中学校の全児童生徒を対象に「いじめの問題に係る調査」を実施した結果、回答率は99.2%でありました。各校では児童生徒への聞き取りなどを行い、教職員が発見したケースなどを加え、いじめと認知した件数は小学校で21件、中学校で4件、合計で25件となりました。なお、本年3月に「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定され、いじめが解消している状態の判断基準が見直されたことから、各校では加害児童生徒への指導等を行った後、経過を注視しているところであります。

2点目の「スマートフォン・携帯電話等の利用に関する意識アンケート調査」の結果について、市内の小学4年生から中学3年生までの児童生徒及び小中学生の保護者全員を対象に同意識アンケート調査を実施した結果、回答率は児童生徒が97%、保護者が73%でありました。また、自分専用のスマートフォン等の所有状況について、「持っている」という回答は小学4年生で25%、5年生36%、6年生50%、中学1年生では64%、2年生74%、3年生75%でありました。なお、保護者に対し調査結果及びインターネットの危険性に関する注意喚起の文書を配付したところであります。

3点目の第2回公立高等学校配置計画地域別検討協議会について、7月13日、深川市において同地域別検討協議会が開催され、北海道教育委員会より平成30年度から32年度までの公立高校の配置計画案について説明が行われました。空知北学区内では、平成30年度に滝川西高が商業科の再編により1学級減となるほか、平成32年度に深川東高の3学級を2学級とする計画案が示されました。また、学区内の中学校卒業者数が平成29年度に比べて36年度では301名減少する見込みであり、平成33年度から36年度にかけて4年間で2から3学級相当の調整が必要になる見通しが示されました。滝川市と深川市における「再編を含めた定員調整」のほか、間口が1から3学級である小規模校について、中卒者数などを考慮した学級減や再編を含むあり方の検討が必要になるという課題が示されました。

次に、2ページになります。4点目の中体連全道大会出場について、全道中学校体育大会が7月28日から30日まで行われ、帯広市で開催された陸上には8種目に5名、東川町で開催された剣道には1種目に1名、札幌市で開催された水泳には2種目に1名が出場し、剣道女子個人戦で砂川中学校3年生の岡颯希さんが第3位、ほか記載の成績でありました。

次に、3ページになります。社会教育課所管では、5点目の子ども職場体験活動について、8月8日、市内家庭教育サポート企業である奥山農園、ソメスサドル株式会社、北海道三井化学株式会社、環境サービス株式会社の協力のもと、小学生低学年10名、高学年10名の参加を得て、職場見学や仕事体験を実施しました。

次に、5ページになります。スポーツ振興課所管では、2点目の第30回アメニティ・タウンすながわマラソン大会について、6月25日、北海道子どもの国周辺地域において種目別に実施し、参加者数は合計 383名でありました。なお、地域別では、市内55名、道内326名、道外2名でありました。

3点目の全国大会への出場と結果について、(1)砂川練心館は7月25日に日本武道館で開催された「第52回全国道場少年剣道大会」へ出場し、1回戦敗退の成績でありました。(2)あすなろ所属で中央小学校6年生の石岡空来さんは、8月14日から16日に札幌市で開催された「第18回全国小学生ABCバドミントン大会」Aグループ女子の部へ出場して、優勝いたしました。

4点目の全道大会への出場と結果について、(1) F C砂川は7月15日から17日に 岩内町で開催された「全道少年U-10サッカー南北海道大会」に出場して、予選リーグ 2敗の成績でありました。(2)砂川中学校2年生の鎌田紘誓君は8月7日に稚内市で開催された「第36回全日本ジュニアバドミントン選手権大会ジュニア新人の部南北北海道 予選会」北北海道男子シングルスの部へ出場して、1回戦敗退の成績でありました。

5点目のB&G北海道ブロック・スポーツ交流交歓会について、(1)8月6日に当市 北光公園において水上の部を開催し、カヌー、ローボート、OPヨットの競技に10市町 村から92名の選手が参加しました。当市海洋センターからは4名が出場し、カヌー競技 高校生女子の部で砂川高校2年生の小島亜美さんが第2位、ほか記載の成績でありました。 (2)9月3日に伊達市総合体育館において剣道の部が開催され、当市から砂川練心館が

出場し、小中学生混合団体戦で第3位、個人戦では中学生の部で砂川中学校3年生の岡颯 希さんが第3位の成績でありました。

以上を申し上げまして、教育行政報告といたします。

◎日程第5 議案第 5号 砂川市の休日を定める条例等の一部を改正する条例 の制定について

議案第 6号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定 について

議案第 7号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について

議案第 1号 平成29年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 平成29年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第 3号 平成29年度砂川市介護保険特別会計補正予算 議案第 4号 平成29年度砂川市病院事業会計補正予算

○議長 飯澤明彦君 日程第5、議案第5号 砂川市の休日を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 平成29年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成29年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 平成29年度砂川市介護保険特別会計補正予算、議案第4号 平成29年度砂川市病院事業会計補正予算の7件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 議案第5号 砂川市の休日を定める条例等の一部を 改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、本市の休日を改めるため、砂川市の休日を定める条例等の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市の休日を定める条例等の一部を改正する条例でありますが、改正の内容につきましては、5ページ、議案第5号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市の休日を定める条例の一部改正で、第2条は、本市の休日の定めであり、同条第1項中の各号を削り、同条第3号中「12月31日から翌年の1月5日まで」を「12月29日から翌年の1月3日まで」に改めるものであります。

第2条は、砂川市ふるさと活性化プラザ条例の一部改正で、第10条は、休館日の定めであり、同条中「1月1日から1月5日まで及び12月31日」を「12月29日から翌年の1月3日までの日」に改めるものであります。

第3条は、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正で、第9条は、休日の定めであり、同条中「12月31日から翌年の1月5日まで」を「12月29日から翌年の1月3日まで」に改めるものであります。

第4条は、砂川市病児・病後児保育施設設置条例の一部改正で、第5条は、保育時間及び休所日の定めであり、同条第2項第3号中「12月31日から翌年1月5日まで」を「12月29日から翌年01月3日まで」に改めるものであります。

第5条は、砂川市立保育所条例の一部改正で、第8条は、保育時間及び休日の定めであり、同条中「第2号、休日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月31日から翌年の1月5日まで」を「第2号、休日、ア、日曜日、イ、国民の祝日に関する法律に規定する休日、ウ、12月29日から翌年の1月3日までの日(イに掲げる日を

除く。)」に改めるものであります。

第6条は、砂川市子育で支援センター条例の一部改正で、第9条は、開所時間及び休所日の定めであり、同条第2項中「第3号、12月31日から翌年の1月5日まで」を「第3号、12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)」に改めるものであります。

第7条は、砂川市公民館条例の一部改正で、第10条は、休館日の定めであり、同条中「1月1日から1月5日まで及び12月31日」を「12月29日から翌年の1月3日までの日」に改めるものであります。

第8条は、砂川市体育施設条例の一部改正で、第10条は、休業日の定めであり、表中「12月31日から翌年1月5日まで」を「12月29日から翌年の1月3日までの日」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長 飯澤明彦君 建設部長。
- ○建設部長 湯浅克己君 (登壇) 議案第6号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、公営住宅法施行令及び住宅地区改良法施行令の一部を改正する政令により公営住宅法施行令の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例でありますが、改正内容につきましては、3ページの議案第6号附属説明資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第36条は、建てかえ事業に係る家賃の特例の定めであり、同条中「第11条」を「第12条」に改めるものであります。

第37条は、公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例の定めであり、同条中「第11条」を「第12条」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。
- ○病院事務局長 氏家 実君 (登壇) 議案第7号 砂川市病院事業の設置等に関する 条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、常勤歯科医師の配置により従来の口腔ケアに加え外科的治療も開始する ことから、診療科目の一部を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものでありま す。 2ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例でありますが、改正の内容につきましては、3ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

現行第5条は、経営の基本の定めであり、第2項の診療科目中、4ページをお開きいただきたいと存じます。現行の「歯科」を改正後は「歯科口腔外科」に改めるものであります。

附則として、この条例は、平成29年10月1日から施行するものであります。 以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長 飯澤明彦君 総務部長。
- ○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 議案第1号 平成29年度砂川市一般会計補正予算 についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第3号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,482万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ123億1,537万円とするものであります。

それでは、歳出からご説明いたしますが、説明欄の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸は今年度の臨時事業、アンダーラインを付してあるのは今補正による臨時事業であります。

16ページをお開きいただきたいと存じます。1款議会費、1項1目議会費で一つ丸、議会の運営に要する経費2万2,000円の補正は、市民に開かれた議会を目指す手法の1つとして議会報告会を3会場で開催する経費であり、会場借り上げ料、印刷製本費、その他の経費であります。

次に、18ページ、3款民生費、2項1目児童福祉費で一つ丸、多子世帯保育料負担軽減補助金321万6,000円の減額は、保育所を利用する第2子以降の3歳未満児で、一定の所得以下の世帯の保育料を無償化する市町村に対し、北海道が補助金を交付する制度を創設したことから、対象世帯の保育料を4月1日に遡及し減額することとなったため、独自施策の保育料補助金の一部が減額されることとなったものであります。

次に、20ページ、6款農林費、1項3目農業基盤整備事業費で一つ丸、農業農村整備に要する経費163万3,000円の補正は、東豊沼地区農業用排水路概略設計委託料であり、東豊沼地区の雨水対策について排水施設の整備が必要となり、今般農地耕作条件改善事業による事業採択が見込まれることから、事業費等を算出する概略設計を委託するものであります。

次に、22ページ、7款商工費、1項4目活性化プラザ費で一つ丸、活性化プラザの管理に要する経費1、572万4、000円の補正は、管理委託料であり、ハイウェイオア

シス館及びふるさと活性化プラザについて、砂川ハイウェイオアシス観光株式会社より経 年劣化が進んでいる外壁と屋根について全面改修したいとの要望があり、改修工事費用の 一部を面積案分により管理委託料として負担するものであります。

次に、24ページ、8款土木費、2項2目道路橋梁維持費で二重丸、道路橋梁の修繕工事費394万2,000円の補正は、近年の集中豪雨などにより道路排水能力を超えた雨量となり、すずらん団地内の西3条北15丁目の交差点部分で道路が冠水し、地先の車庫に浸水する被害も発生していることから、道路排水の見直しを行うための路線測量、道路概略設計を委託するものであります。

次に、26ページ、10款教育費、2項1目学校管理費で一つ丸、学校の管理に要する経費459万円の補正は、空知太小学校石油暖房機集中制御システム改修工事費であり、暖房機集中制御盤による着火、消火の制御にふぐあいが生じていることから、集中制御システム全体の改修工事を行うものであります。

同じく4項2目、公民館費で一つ丸、公民館の管理に要する経費42万6,000円の補正は、公民館を利用する乳幼児の保護者等の利便性向上のため、公民館1階ラウンジ内にキッズスペースを設置するなどの経費であり、備品購入費、消耗品費であります。

次に、28ページ、12款諸支出金、1項1目過年度過誤納還付金で一つ丸、過年度過 誤納還付金5,079万7,000円の補正は、平成28年度の国庫負担金、国庫補助金 及び道負担金の確定による精算返還金であり、国庫負担金返還金4,180万7,000 円、国庫補助金返還金227万円、道負担金返還金672万円であります。

同じく2項1目国保会計繰出金で一つ丸、国保会計繰出金57万5,000円の補正は、 国保総合システム等業務端末購入及び連携用パソコンネットワーク環境整備委託料に対す る繰り出しであります。

同じく2項4目介護保険会計繰出金で一つ丸、介護保険会計繰出金32万9,000円の補正は、保険ネットワークシステム整備委託料に対する繰出金であります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明申し上げます。 12款分担金及び負担金で704万7,000円の減額は、保育所費負担金の減額であり、 保護者負担の減であります。

- 15款道支出金で391万5,000円の補正は、多子世帯保育料軽減支援事業費に係る道補助金であります。
- 18款繰入金で2億8,304万1,000円の減額は、財政調整基金繰入金を減額することにより財源調整を行うものであります。
- 19款繰越金で3億6,099万5,000円の補正は、平成28年度決算による前年 度繰越金であります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 (登壇) それでは、私から議案第2号及び議案第3号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第2号 平成29年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,996万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億9,488万6,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。16ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費139万9,000円の補正は、平成30年度から国民健康保険の運営主体が都道府県に移行されることに伴うネットワーク整備用北海道国民健康保険団体連合会とのデータ連携に要するシステム改修費及び事業報告システム改修費によるものであります。

18ページをお開き願います。11款諸支出金、1項1目一般被保険者過年度過誤納還付金880万4,000円の補正及び2目退職被保険者等過年度過誤納還付金505万4,000円の補正は、平成28年度に交付された療養給付費等負担金及び療養給付費等交付金の精算返還金によるものであります。

20ページをお開き願います。12款前年度繰上充用金、1項1目前年度繰上充用金8,521万7,000円の減額補正は、平成28年度の収支の結果、充用額が減少したことによるものであります。

以上が歳出でありますが、歳入につきましては5ページ、総括でご説明させていただきます。2款国庫支出金32万4,000円の補正は、運営主体の都道府県化に伴う事業報告システム改修に対する国の事業費補助金の追加によるものであります。

5 款道支出金 5 0 万円の補正は、運営主体の都道府県化に伴う北海道国民健康保険団体連合会とのデータ連携費用に対する北海道特別調整交付金の増によるものであります。

8 款繰入金57万5,000円の補正は、運営主体の都道府県化に伴う事務費等の経費の増によるものであります。

10款諸収入7,135万9,000円の減額補正は、療養給付費等負担金精算返還金 及び前年度繰上充用金などの確定により、財源調整として雑入を減額するものであります。 以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第3号 平成29年度砂川市介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1, 539万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億6,607万2,000円と するものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。16ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費でアンダーラインを付しております保険者ネットワーク整備委託料32万9,000円の補正は、道内各保険者と北海道国民健康保険団体連合会を結んでいるネットワーク回線について、データ送受信量の増加等に伴い、現在のISDN回線から高速インターネット回線へ切りかえることが同連合会において決定したことに伴い、その経費として計上するものであります。

18ページをお開き願います。3款基金積立金、1項1目基金積立金29万5,000 円の補正は、過年度分として精算、交付される支払基金交付金を介護給付費準備基金に積 み立てるものであります。

20ページをお開き願います。4款地域支援事業費、7項1目介護サービス提供基盤等整備事業費で二重丸、介護サービス提供基盤等整備事業に要する経費1億8,091万円の補正は、第6期砂川市高齢者保健福祉計画・砂川市介護保険事業計画に基づき新たに整備する地域密着型特別養護老人ホーム及び小規模多機能型居宅介護各1施設について整備事業者に対し補助するものであり、財源は全額道補助金で対応するものであります。

22ページをお開き願います。6款諸支出金、1項1目過年度過誤納還付金3,385万6,000円の補正は、平成28年度における保険料還付未済金6万9,000円及び国、道支払基金から交付された介護給付費等の精算返還金3,378万7,000円であり、それぞれ今年度中に還付及び返還するものであります。

以上が歳出でありますが、歳入につきましては5ページ、総括でご説明させていただきます。4款支払基金交付金29万5,000円の補正は、平成28年度地域支援事業支援交付金の過年度分として精算、交付されるものであります。

5 款道支出金1億8,091万円の補正は、介護サービス提供基盤等整備事業に対する 交付金であります。

7款繰入金32万9,000円の補正は、保険者ネットワーク回線の切りかえに伴う一般会計繰入金の増によるものであります。

8 款繰越金3, 385万6, 000円の補正は、平成28年度の繰越金の確定によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。
- ○病院事務局長 氏家 実君 (登壇) 議案第4号 平成29年度砂川市病院事業会計 補正予算についてご説明申し上げます。

1 ページをごらんいただきたいと存じます。第 1 条は、今回の補正予算を第 2 号とする ものであります。

第2条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するもので、本文括

弧書き中「不足する額4億4,388万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金4億4,388万3,000円」を「不足する額4億4,392万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金4億4,392万3,000円」に改めるものであります。

これは、資本的収入で1,940万円増額し、収入の総額を11億4,817万9,00円、資本的支出で1,944万円増額し、支出の総額を15億9,210万2,000円とするものであります。

第3条は、予算第6条に定めた企業債の補正であります。医療機械器具整備事業分で限度額を1,940万円増額し、総額6億8,840万円とするものであります。

2ページをお開きいただきたいと存じます。資本的収入でありますが、1項企業債1,940万円の増額は、医療機械器具購入によるものであります。

4ページをお開きいただきたいと存じます。資本的支出でありますが、1 項建設改良費 1, 9 4 4 万円の増額は、1 目資産購入費で上部消化管汎用ビデオスコープシステムを購入するものであります。これは、本年4月に常勤の内科医師の増員に伴い、現在1 室で行っている内視鏡検査を2 室並行で行うことで患者の検査待ち時間の解消や短縮を図るため増設するものであります。

6ページから11ページにつきましては関連資料でありますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 以上で各議案の提案説明を終わります。

各議案に対する総括質疑は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時45分 再開 午前10時55分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

各議案に対する総括質疑を行います。

これより議案第5号から第7号までの一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

武田圭介議員。

○武田圭介議員 (登壇) おはようございます。それでは、議案第5号 砂川市の休日 を定める条例等の一部を改正する条例について、大きく3点について総括質疑を行います。

まず1点目に、先ほども提案説明がありましたが、提案されている条例では休日を統一する市の施設について、市直営のもの、指定管理を行っているものというように管理形態の異なるものであっても一緒に提案されています。休日について国や北海道に合わせることとしていますが、現在の砂川市の休日を定める条例と同じように定めていながら、今回の改正から除かれている条例規定施設もありますが、今回の条例の一部改正による対象施設の範囲をどのように選んできたのか。

次に、市の施設について、法的に日付を統一しなくても一般的には問題ありません。しかし、砂川市で考えるならば施設において明確に差をつける必要性についても余りないと思いますが、今回の条例改正においてそれをしなかったことによる何がしかの影響や問題が生じることはないのか。

最後に、この休日の改正によって市職員の休日も変わります。現在宮川や空知太連絡所においても、一部本庁と同じような業務を行っています。宮川及び空知太連絡所は、事務処理規程で年末年始の休日について現行の休日条例と同様に定められていますが、当然この条例改正の影響として規程の改定などを含み、委託先との協議も含めてどのように対応していくのか。

以上のことを伺いまして、演壇からの初回の質疑といたします。

- ○議長 飯澤明彦君 総務部長。
- ○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 3点ほどご質疑ございましたので、順次ご答弁させていただきます。

まず、改正条例の対象の範囲ということでございます。今回の改正については、砂川市の年末年始の休日を改めることから、市の休日を定める条例を改正するものでありますが、この改正に伴いまして職員の休日、それから市の休日と同じくする公の施設について休館日を改めるため、関連する条例を一括条例として提案させていただいたところでございます。

対象の範囲でございますけれども、公の施設については休館日を12月31日から翌年1月5日までと条例に規定しておりました6つの条例について改正するものであり、このほかに地域交流センターというのがありますけれども、この施設については、指定管理者と協議した結果、現行のままとしているところでございます。また、南北のコミュニティセンターについては、休館日が12月30日から翌年の1月5日までということで休日を1日多く定めているところでございまして、本条例とは日数が違うということで、現在指定管理者と取り扱いについて協議をしているところでございます。

それから、2点目の法によって日付を統一しなくていいのかという部分でございます。 地方公共団体の休日というのは、地方自治法の定めに基づいて条例で定めるとしております。また、自治法の第244条の2には、公の施設の設置及び公の施設の管理を指定管理者が行う際の管理基準等について条例で定めると規定されているところでございまして、法令上では地方公共団体の休日を定める条例と公の施設の休館日とは必ずしも統一しなくてもいいということでございますので、施設の用途により運用が異なるということで考えているところでございますので、市が定める休日とは異なるものでも構わないというふうに理解しているところでございます。

それから、3点目として、行政サービスの提供で、連絡所の関係でございます。これは 規程で定めております。条例が可決された後に規程、規則等についても同様に改正してい くというような準備をしているところでございます。 以上でございます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 それでは、順次再質疑を行ってまいりますけれども、今ほど答弁にもありましたように、今回の条例改正と同じように休日を定めているものというのは、条例上は地域交流センターゆうの条例が全く同じ日で定めておりますし、南北のコミュニティセンターの管理条例の中では1日、日数が長いと。それは、確かに今答弁にあったように、地方公共団体が休日を決められますので、それぞれの施設の運用において決めていくことはいいのですけれども、市の直営施設が市の職員の勤務体系の関係もあって統一をしていくといったようなことは当然理解できます。

一方で、指定管理というのは、現在指定管理を行っている団体の皆さんの意向もきちんと聞き取りをしながら休館日等を決めていかなければならないと思うのですが、確かに法的な面では、先ほど答弁にあったように、問題はないかもしれませんけれども、指定管理制度が導入された平成15年7月17日に総務省の自治行政局長の通知第87号というものが出ております。これは、地方自治法の244条の2の第4項で、市が設置する施設については、管理基準、休館日や開館時間等については市がきちんと定めなければならないと。その上で指定管理の団体とも協議等をしていくということであって、基本的には条例事項でありますから、やはり市のところで基準を決めていかなければならないという原則があると思うのです。

いろんな解釈の仕方があると思いますけれども、指定管理制度というのは公平に利用者の方が使えるような状況にしていかないといけないわけでありますから、その辺というのは、あえて市の休日と別の日程をとるということは、話し合いの中で出てきたとしても、砂川市の条例を見ると、交流センター条例の10条2項だったと思いますけれども、砂川市の指定管理団体にはすごく裁量幅が与えられているというか、通常指定管理する団体には、開館時間や休館日を変更するに当たっては市長あるいは教育委員会の承認を得なければならないという手続がありますけれども、砂川市の場合には条例事項の中にそういったようなものがありません。つまり、指定管理団体の一存で休館日や開館日を変えることもできると。

ということであれば、本来であれば砂川市ぐらいの規模の自治体だと、休日はできれば統一したほうがいい。現実には現在NPO法人ゆうさんが指定管理を受けております、地域交流センターに関しては。しかし、指定管理団体というのはあくまでも、現実的にはあり得ないかもしれませんけれども、団体が変わることもあり得ますし、場合によっては直営に戻ることもあり得るだろうと。ほかの先行した滝川市や深川市も同じように国や北海道に休館日を合わせて改正しましたけれども、そのときにはやはり公の市の施設と指定管理の施設は同じように休日を統一している。ただし、先ほど言いましたように、例外規定

として指定管理団体が裁量で休館日や開館時間等を変更できるという規定を置いている。 なおかつ、砂川市と同じように、指定管理の一存でそういったようなことはできるという ことで、しっかりと今までどおりできるということを担保しているわけです。

砂川市の団体は今うまくやっておりますからいいのですけれども、なぜほかの自治体が市長や教育委員会の承認を間に置いているかというと、指定管理している団体が利用者を恣意的に選別してはならないといったところが法の趣旨としてもあるわけですから、やはりこの辺は、砂川市の条例が指定管理に大幅な裁量を与えているのであれば、今回の統一的な条例の中で休日というものをしっかりと変更をして、なおかつ今までの現状と利用が変わらないように、指定管理の皆さんの意向も取り入れたような形でやるということでよかったのではないかなと思うのですが、その辺どういうような協議をしてきたのかというのをもう少し詳細にお伺いをしたいと思います。

それから、2点目でありますけれども、対象施設の範囲の選定の中で地域交流センターのことばかり言っていましたが、コミュニティセンターの関係はもともと休日が1日ほかよりも長いということで、それを直そうとすれば、今回の一括提案の条例の中に織り込むことは難しいだろうと。別立ての条例にしなければならないわけでありますし、指定管理を行っている地域コミュニティセンターの管理を任されている方々との話し合いも必要となってくると思いますので、今後協議をするというようなお話もありましたので、できるだけ市の施設の休日というものは統一しておいたほうがいいだろうと。ただ、先ほども言いましたけれども、統一した中であっても、指定管理を受けている団体に関しては砂川市の場合は、指定管理者の意向によってその辺は大きな裁量幅があるということでありますので、この辺は協議をしっかりやっていっていただきたいと思います。

それから、この条例が改正されることに伴って影響を受けるところが多々いろいろと出てくると思うのですけれども、宮川や空知太の連絡所の関係については、事務処理規程という形で内部規程で休日を定めております。ただ、その休日も現在の砂川市の休日を定める条例に準拠した形になっているものですから、これについてはこの条例が通れば、本庁と業務が変わるというわけにはならないので変わっていこうかと思うのですけれども、特に空知太は民間の業者さんに委託している関係もあって、その民間業者さんの休日等の関係も出てくると思うのですけれども、条例改正のほうがもちろん先に来るわけでありますから、しっかりと業者さんとも話し合いをして、市民の皆さんに支障のないような形で運営をしていっていただきたいと思います。

1点だけ再質疑としてお伺いしたいと思います。

- ○議長 飯澤明彦君 教育次長。
- ○教育次長 河原希之君 私のほうから地域交流センター関係の休館日の関係についてご 答弁いたします。

まず、現行の条例の中で、休館日は市の公共施設に合わせるという形で12月31日か

ら1月5日までとなっております。今般、市の休日を定める条例の改正に伴い、指定管理者であるNPO法人ゆうのほうとも、管理運営上のことも含めて協議をいたしております。詳細には、NPO法人ゆうの自主事業であります年末の年越しそば打ちの講座、これについては30日に固定をしていて、好評で、今後も継続して行っていくこと。さらには、年明け初日については、これは過去10年のデータでも出ておりますが、開館日が早いほど利用者が少ないといった傾向もございます。このような状況の中から市としましては、市の休日と一緒にするという協議もいたしましたけれども、年間7万人も使っていただいているこういう施設は、管理運営上の中で現行の休日を変えないのが最もよい休日の設定だというふうに市としても判断いたしましたので、今回改正に至らなかったということでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 今の答弁も想定をしていたというか、今、指定管理をまさにやっている 最中でありますから、これから指定管理をするとか指定管理の継続が行われるという時期 ではありませんので、そうなると今指定管理を受けている団体さんの意向というのは全く 無視できないわけでありますから、時期的なものを考えれば、なかなかそういったような ものを市のものに合わせていくのは難しいのかなというふうに今ので理解しました。

ただ、先ほども申しましたけれども、道内35市を全て調べたわけではありませんが、 指定管理を前提としている、まさに地域交流センターゆうみたいな文化施設を設置している自治体の条例を見ると、市の休館日に関しては、基本的にはやはり市の休日に合わせていると。その中で、先ほども申しましたけれども、指定管理団体が裁量で変更できる幅を持たせていると。なおかつそこには、恣意的な乱用行為が行われないように、市の施設であれば市長、あるいは教育委員会の施設であれば教育委員会の承認を得るといったような条項立てになっていると。

ところが、砂川市の場合にはそういった承認を含んだ条項というものは一切入っておりませんので、統一的には指定管理を受けているところは自分の自由裁量で休館日も開館時間も変えるということができるようになっているわけでありますから、そこだけは統一されていて、休日だけが統一されていない。実際には休日を市の休日に統一したとしても支障は何ら出ないわけでありますから、現在では指定管理をやっている団体がある中で変えるというのは難しいというのも理解しましたけれども、今後それを変えるというようなことがあれば、何かのきっかけで統一したほうがいいのではないかと思っております。

また、今回の一括条例は、市の施設にかかわって休日を道や国に合わせるものでありますから、ほかの市の施設であっても影響が出るところが出てくるのかなと思って調べたのですが、先ほどの1回目の答弁や提案理由の説明でもありましたけれども、基本的には市の施設に関しては全て統一していると。ただ、その中でも、砂川市の病院事業の設置等に関する条例あるいは北吉野コミュニティセンター条例の中では、砂川市の元条例である休

日を定める条例というようなものを引用しております。これは、6月議会の中でも砂川市の法制のあり方ということで、基本的には条例の法あるいは基本的な条例の引用のあり方というものを統一するような方向で動いてきておりますので、これを見ると、あからさまに間違いではないのですけれども、例えば砂川市病院事業の設置等に関する条例で見てみますと、第7条の第1項第2号のところで、砂川市の休日を定める条例第2条第1項に規定する休日、まさにこれが砂川市の休日の元条例なのですが、そうなっておりますけれども、細かいことを言えば、ここに本来であれば第3号が加わっていないといけないということと、北吉野コミュニティセンター条例は第2条だけになっておりますので、ここに第1項第3号といったようなものを加えていかないといけないということでありますので、この一括条例が通れば、引用のところもそういうふうに改めていく必要性が出ると思いますので、その辺はしっかりやっていっていただきたいと思います。

終わります。

○議長 飯澤明彦君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第5号から第7号までの一括総括質疑を終わります。 続いて、議案第1号から第4号までの一括総括質疑を行います。 質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで議案第1号から第4号までの一括総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております7議案は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別 委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

◎休会の件について

○議長 飯澤明彦君 お諮りします。

予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、これで本会議を休会します。

◎散会宣告

○議長 飯澤明彦君 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午前11時19分